

第22回食料・農業・農村政策審議会

消費・安全分科会家畜衛生部会

家きん疾病小委員会

及び

高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム

第2回検討会

資料

平成19年1月23日

消費・安全局

第22回食料・農業・農村政策審議会

消費・安全分科会家畜衛生部会

家きん疾病小委員会

及び

高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム

第2回検討会

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 消費・安全局長あいさつ
- 3 議 事
  - (1) 委員紹介
  - (2) 宮崎県における高病原性鳥インフルエンザ発生事例の対応について
  - (3) 感染経路究明に係る調査の状況について
  - (4) 海外での発生状況とその対応について
  - (5) その他
- 4 閉 会

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会  
家畜衛生部会家きん疾病小委員会委員名簿

【臨時委員】

- 岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
- 喜田 宏 国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究科教授
- たはら たけし  
田原 健 鹿児島県農業開発総合センター副所長
- のぶゆき  
寺門 誠致 共立製薬（株）先端技術開発センター長
- てるひで  
藤田 陽偉 OIEアジア太平洋地域代表

【専門委員】

- こういち  
大槻 公一 京都産業大学鳥インフルエンザ研究センター長
- こうだ みつあき  
合田 光昭 愛知県経済農業協同組合連合会農畜産物衛生研究所技術参与
- とや たかはる  
戸谷 孝治 茨城県県北家畜保健衛生所所長
- しげお  
山口 成夫 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所  
研究管理監

(敬称略、五十音順、○：委員長)

高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム委員名簿

【委員】

- 伊藤 としひろ  
藤 壽 啓 国立大学法人鳥取大学農学部獣医学科病態・予防獣医学学科目  
獣医公衆衛生学分野教授
- ゆたか  
金井 裕 財団法人日本野鳥の会自然保護室主任研究員
- 後藤 俊郎 宮崎県宮崎家畜保健衛生所衛生課主任
- 西藤 岳彦 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所  
人獣共通感染症研究チーム主任研究員
- 志村 亀夫 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所  
動物疾病対策センター長
- 米田 久美子 財団法人自然環境研究センター研究主幹

(敬称略、五十音順、○：チーム長)

第22回食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会  
家きん疾病小委員会及び  
高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム第2回検討会

出席者名簿

家きん疾病小委員会

【臨時委員】

- |                   |                                       |
|-------------------|---------------------------------------|
| 岡部 信彦             | 国立感染症研究所感染症情報センター長                    |
| ○ 喜田 宏            | 国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究科教授                |
| たはら たけし<br>田原 健   | 鹿児島県農業開発総合センター副所長                     |
| のぶゆき<br>寺門 誠致     | 共立製薬（株）先端技術開発センター長                    |
| 【専門委員】            |                                       |
| こういち<br>大槻 公一     | 京都産業大学鳥インフルエンザ研究センター長                 |
| こうだ みつあき<br>合田 光昭 | 愛知県経済農業協同組合連合会農畜産物衛生研究所技術参与           |
| とや たかはる<br>戸谷 孝治  | 茨城県北家畜保健衛生所所長                         |
| しげお<br>山口 成夫      | 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所<br>研究管理監 |

高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム

【委員】

- |                 |   |
|-----------------|---|
| とし ひろ<br>○伊藤 壽啓 | 国立大学法人鳥取大学農学部獣医学科病態・予防獣医学学科目<br>獣医公衆衛生学分野教授 |
| ゆたか<br>金井 裕     | 財団法人日本野鳥の会自然保護室主任研究員                        |
| 後藤 俊郎           | 宮崎県宮崎家畜保健衛生所衛生課主任                           |
| 志村 亀夫           | 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所<br>動物疾病対策センター長 |
| 米田 久美子          | 財団法人自然環境研究センター研究主幹                          |
| 【オブザーバー】        |   |
| 山田 章雄           | 国立感染症研究所獣医科学部長                              |

関係省庁等

- |  |       |
|--|-------|
| 環境省自然環境局野生生物課室長補佐                            | 中澤 圭一 |
| 環境省自然環境局野生生物課課長補佐                            | 山崎 敬嗣 |
| 厚生労働省健康局結核感染症課課長補佐                           | 三木 朗  |
| 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>動物衛生研究所疫学研究チーム主任研究員 | 西口 明子 |

(敬称略、五十音順、○：委員長及びチーム長)

# 高病原性鳥インフルエンザについて

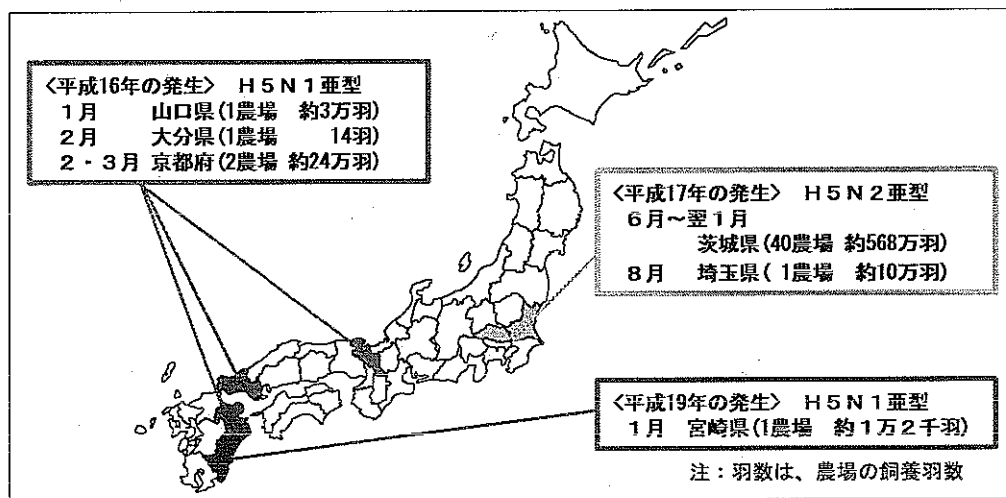
## 1 高病原性鳥インフルエンザの特徴

- (1) 他の鶏等への伝播力が強い。
- (2) 強毒タイプは、呼吸器症状等が見られ、死亡率が極めて高い。
- (3) 弱毒タイプは、死亡率は高くないが、強毒タイプに変異する可能性がある。

## 2 これまでの発生状況

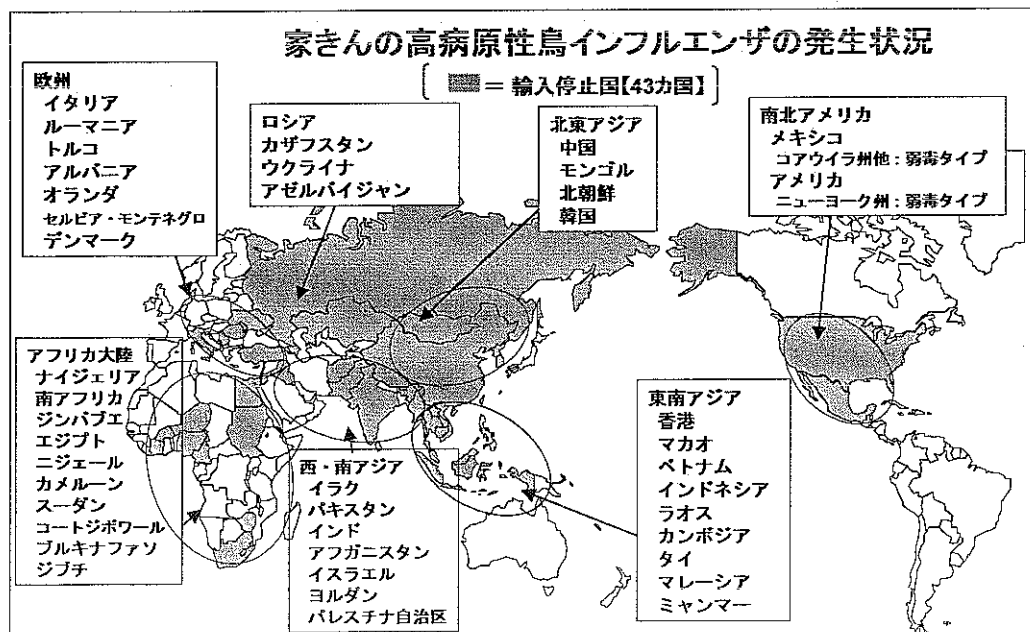
### (1) 国内の発生状況

16年に79年ぶりに強毒タイプが発生（山口県(1月)、大分県(2月)、京都府(2・3月)）し、17年6月以降、茨城県等で弱毒タイプが発生した。今回、宮崎県で発生が確認された(1月13日)。



### (2) 海外の発生状況

アジアを中心に世界43か国において発生が報告され、ヒトからヒトに感染する新型インフルエンザの発生も懸念されている。なお、昨年11月には韓国で発生し、現在、5件の発生が報告されている。



### 3 基本的な対応

- (1) 高病原性鳥インフルエンザについては、治療がなく、ワクチンでは感染を完全に防げないため、発生した場合は、発生農場の飼養鶏の殺処分等によるまん延防止措置を実施している。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防については、農場出入り口での消毒、野鳥の侵入防止等の衛生管理対策が重要である。
- (3) 農林水産省では、これまでも、①空港における靴底消毒等の水際措置の実施、②国内でのサーベイランスの実施、③異常家きんの早期発見・早期通報の徹底、④野鳥等の侵入を防止するためのウインドレス鶏舎や防鳥ネットの整備に対する助成等の対策を推進している。
- (4) なお、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。

### 4 宮崎県における発生の経緯と今後の対応（1月21日現在）

#### (1) 経緯

- 1月11日 宮崎県からの「疑い事例」の報告。  
家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の飼養鶏を隔離。  
半径10km以内の周辺農場に飼養鶏の移動自粛を要請。
- 1月12日 農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部開催。  
関係省庁対策会議幹事会開催。  
都道府県に監視強化のための農家への緊急立入調査等を依頼。  
動物検疫所に発生国からの入国者への靴底消毒の徹底等を指示。
- 1月13日 高病原性鳥インフルエンザであることを確認。  
半径10km以内の周辺農場の移動制限を実施。
- 1月14日 発生農場の飼養鶏の殺処分を完了。
- 1月16日 H5N1亜型のA型インフルエンザウイルスであることを確認。  
発生農場の防疫措置完了。  
「感染経路究明チーム」を設置し、17日に第1回検討会開催。
- 1月17日 「感染経路究明チーム」第1回検討会開催。  
周辺農場の清浄性確認検査を開始。
- 1月19日 第1次清浄性確認検査において、移動制限区域内の11農場について異常がないことを確認。
- 1月20日 移動制限区域内の愛玩鶏を飼養者10戸について異常がないことを確認。

- (参考) 発生農場・周辺農場の概要
- ◎ 発生農場(宮崎県宮崎郡清武町)  
肉用種鶏農場(約1万2千羽飼養)。同農場からヒナ、卵は出荷されず。
  - ◎ 周辺農場  
16農場で約19万4千羽を飼養

#### (2) 今後の対応

清浄性確認検査で周辺農場から感染が確認されなければ、防疫措置完了後(1月16日)21日を経過した段階(2月7日)で移動制限を解除。

# 高病原性鳥インフルエンザの発生に備えた対応

## サーベイランス

### モニタリング検査等の実施

都道府県において実施している1,000羽以上の採卵鶏農場で実施しているモニタリング検査及び報告徴求について、引き続き実施するよう指示(平成18年10月20日付け局長通知)

## 体制整備

### 高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルの再点検

平成18年10月2日に改訂。農政局、都道府県にも周知・確認

### 防疫演習等の取りまとめ

各都道府県に対して注意喚起実施。全ての都道府県で防疫演習を実施

### 広域応援体制の点検

- (1) 防疫資材備蓄状況：国及び各都道府県により約5万6千組の防護服セット等を備蓄
- (2) 派遣可能職員：国、農政局、各都道府県における派遣候補者(のべ約2,300名)を選定  
農政局、農政事務所担当者を対象とした防疫支援のための研修会を開催

### 水際対応

発生国からの家きん肉等の輸入停止、空港等における靴底消毒や車両の消毒等の水際における侵入防止措置の強化

### 関係省庁新型インフルエンザ対応机上訓練

内閣官房の主導により、関係19省庁が参加した新型インフルエンザ机上訓練を実施(平成18年9月12・13日)

地方公共団体が参加する新型インフルエンザ対応総合訓練を実施予定(平成19年1月下旬以降)